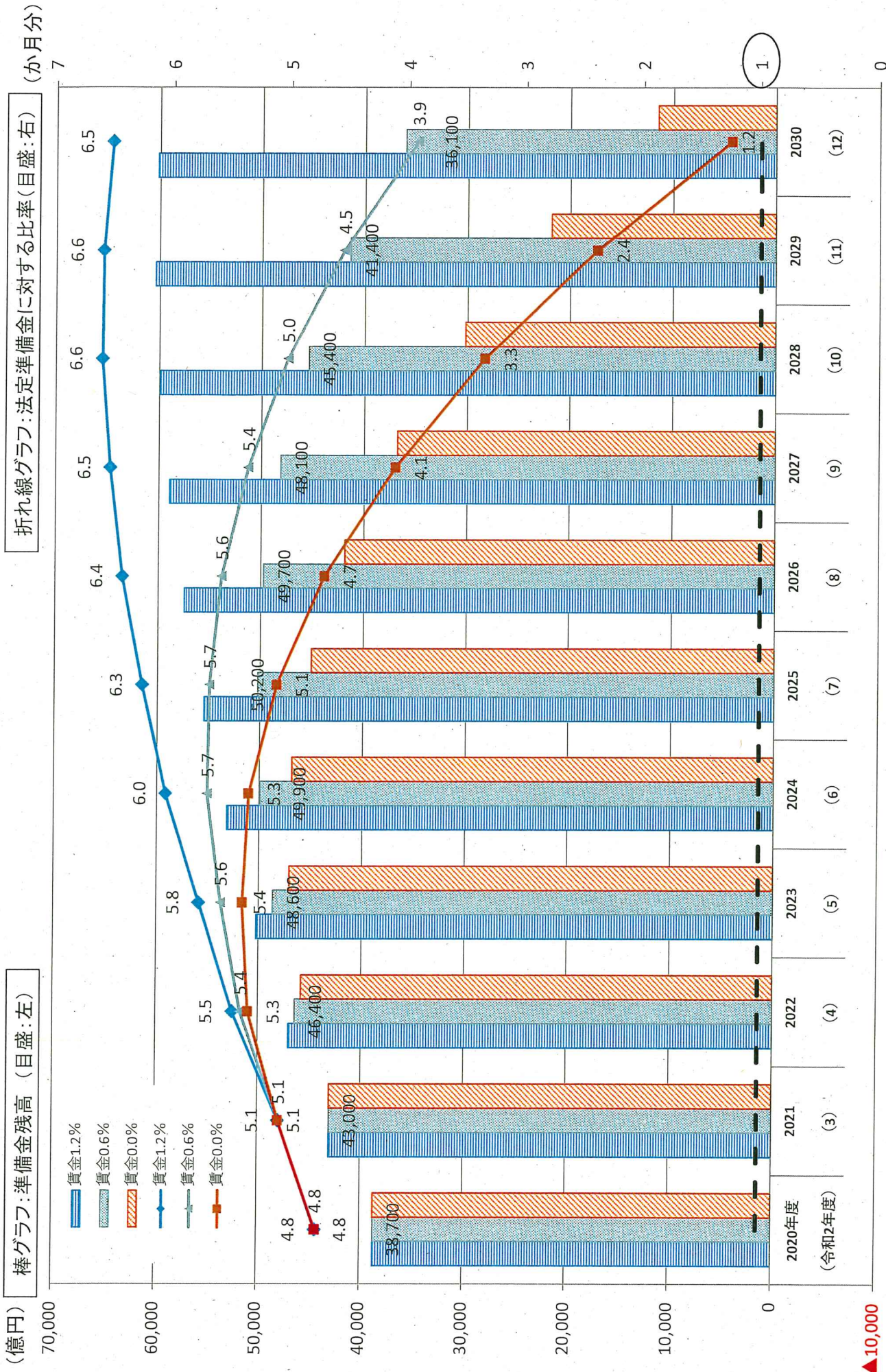


通常ケース



5年収支見通し（令和2年9月試算）における通常（コロナの影響を織り込まない）ケースとコロナケース（新型コロナウイルス感染拡大の影響を織り込んだケース）と同様の前提において、それぞれ**平均保険料率を10.0%で維持した場合**について、今後10年間（2030年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金高と対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

なお、本試算は、一定の前提のもとに機械的に試算したものである。特に、**コロナケースについては、今後の見通しが不確実なものであるという前提で試算したものであり、今後の医療費の動向等によっては、大きく変わり得るものであることに留意が必要**である。

〈5年収支見通し（令和2年9月試算）における**コロナケースの前提**〉

○ **被保険者数**等の見通し

令和2、3年度については、リーマンショック時の協会けんぽの実績（平成21年度▲0.9%、平成22年度0.3%）を踏まえて、右の3ケースの前提をおいた。

令和4年度以降は、「日本の将来推計人口の出生中位（死亡中位）を基礎として推計を行った。また、令和4、6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響を試算に織り込んだ。

○ **賃金上昇率**の見通し

令和2～4年度については、リーマンショック時の協会けんぽの実績（平成21年度▲1.8%、平成22年度▲1.4%、平成23年度▲0.3%）を踏まえて、表3で示した3ケースごとに右の前提をおいた。なお、令和5年度以降はコロナケースIは0.6%、コロナケースII、IIIは0.0%で一定とした。

○ **医療給付費**の見通し

令和2年度については、令和2年3～7月の協会けんぽの実績を踏まえて、表3で示した3ケースごとに右の前提をおいた。令和3年度以降は、通常ケースと同様、令和3年度2.9%、令和4年度以降は表2のとおりとした。

表3. コロナケースにおける被保険者数の伸び率の前提（令和2、3年度）

	2020 (令和2) 年度	2021 (3)
コロナケースI (I×0.8)	▲0.7%	} 0.3%
コロナケースII	▲0.9%	
コロナケースIII (I×1.2)	▲1.1%	

表4. コロナケースにおける賃金上昇率の前提

	2020 (令和2) 年度	2021 (3)	2022 (4)	2023 (5) ~
コロナケースI	▲1.4%	0.0%	0.6%	0.6%
コロナケースII	▲1.8%	▲1.4%	▲0.3%	0.0%
コロナケースIII	▲2.2%	▲1.4%	▲0.3%	0.0%

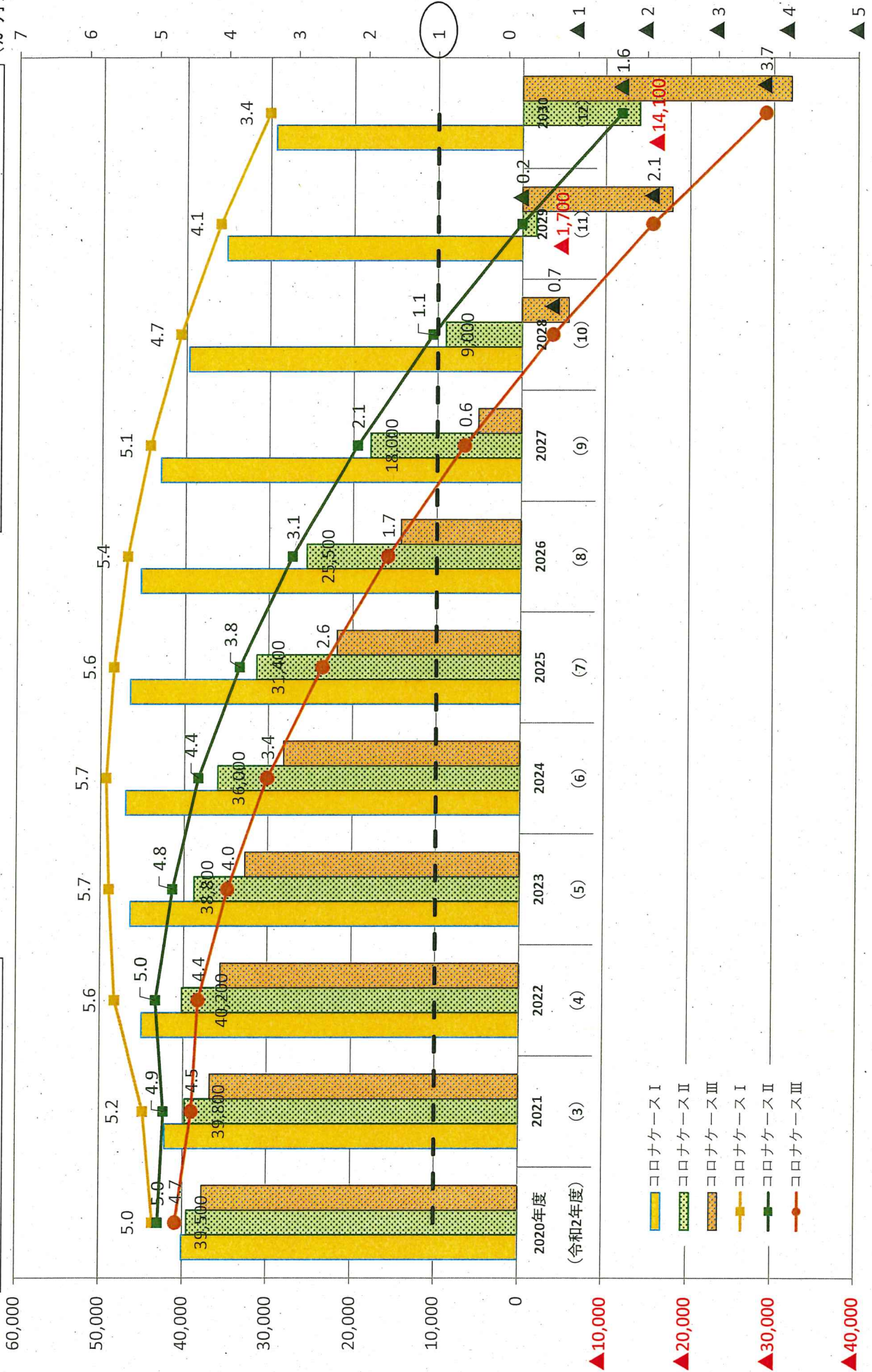
表5. コロナケースにおける加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提

	2020 (令和2) 年度	2021 (3)	2022 (4) ~
コロナケースI	▲5.3%	} 2.9%	} 2.0%
コロナケースII	▲5.3%		
コロナケースIII	▲3.3%		

コロナケース

棒グラフ: 準備金残高 (目盛:左) 折れ線グラフ: 法定準備金に対する比率 (目盛:右)

(億円) 準備金残高 (目盛:左)



- コロナケース I
- コロナケース II
- コロナケース III
- コロナケース I
- コロナケース II
- コロナケース III

(参考2) 来年度以降の10年間(2030年度までの)準備金残高と法定準備金に対する残高の状況
(協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和2年9月試算)と同様の前提において、2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を10.0%~9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間(2030年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

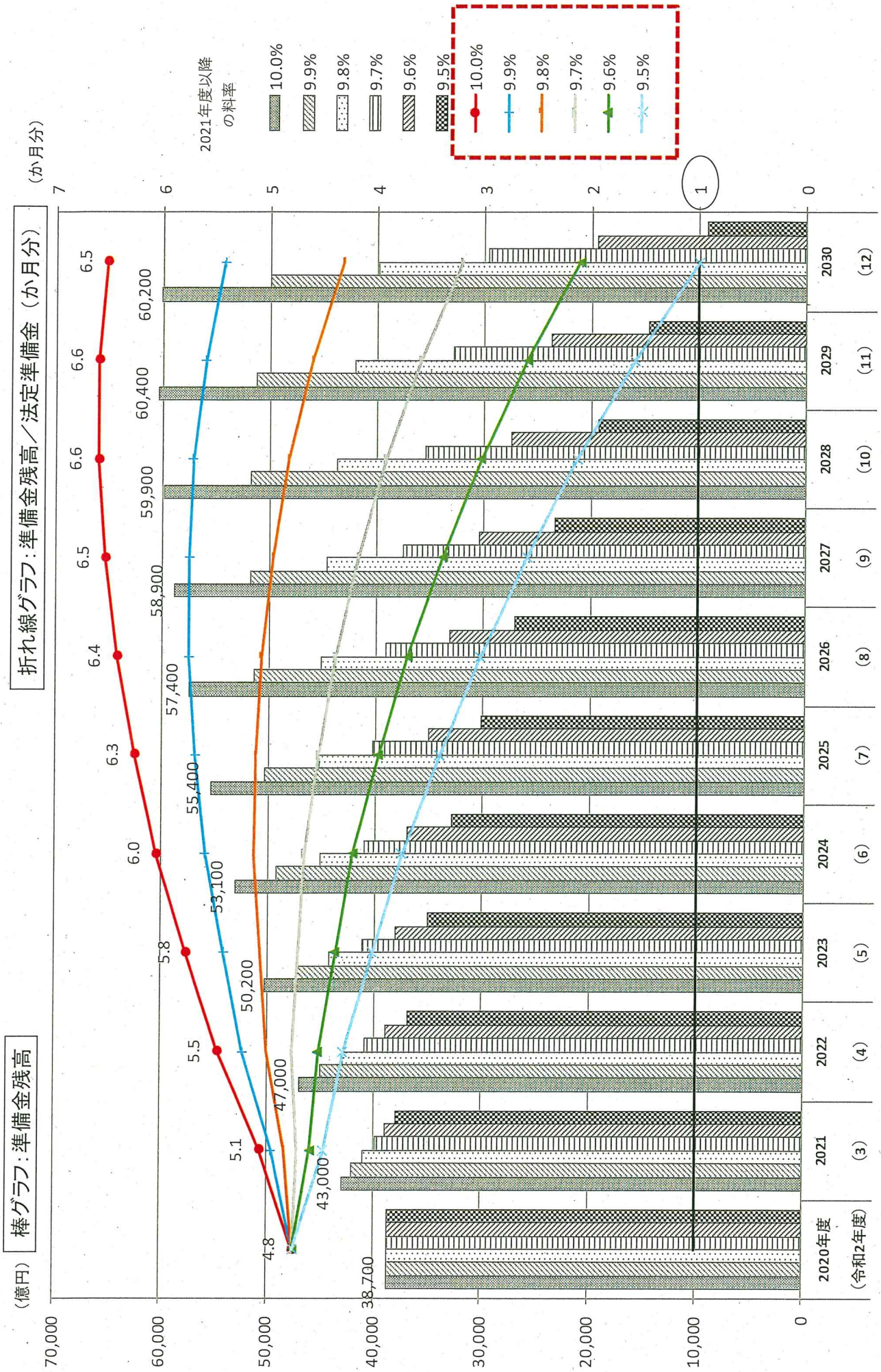
【前提は、参考1でお示したく5年収支見通し(令和2年9月試算)における通常(コロナの影響を織り込まない)の前提と同様】

<試算結果の概要>

2022年度以降の 賃金上昇率	平均保険料率10%維持の場合の 準備金残高のピーク ¹⁾	2030年度における準備金残高が法 定準備金を下回る平均保険料率
I. 1.2%で一定	2029年度	9.5%
II. 0.6%で一定	2025年度	9.5%~9.7%
III. 0.0%で一定	2023年度	9.5%~9.9%

注:1)平均保険料率を引き下げたケースでは準備金残高のピークは更に早まる。

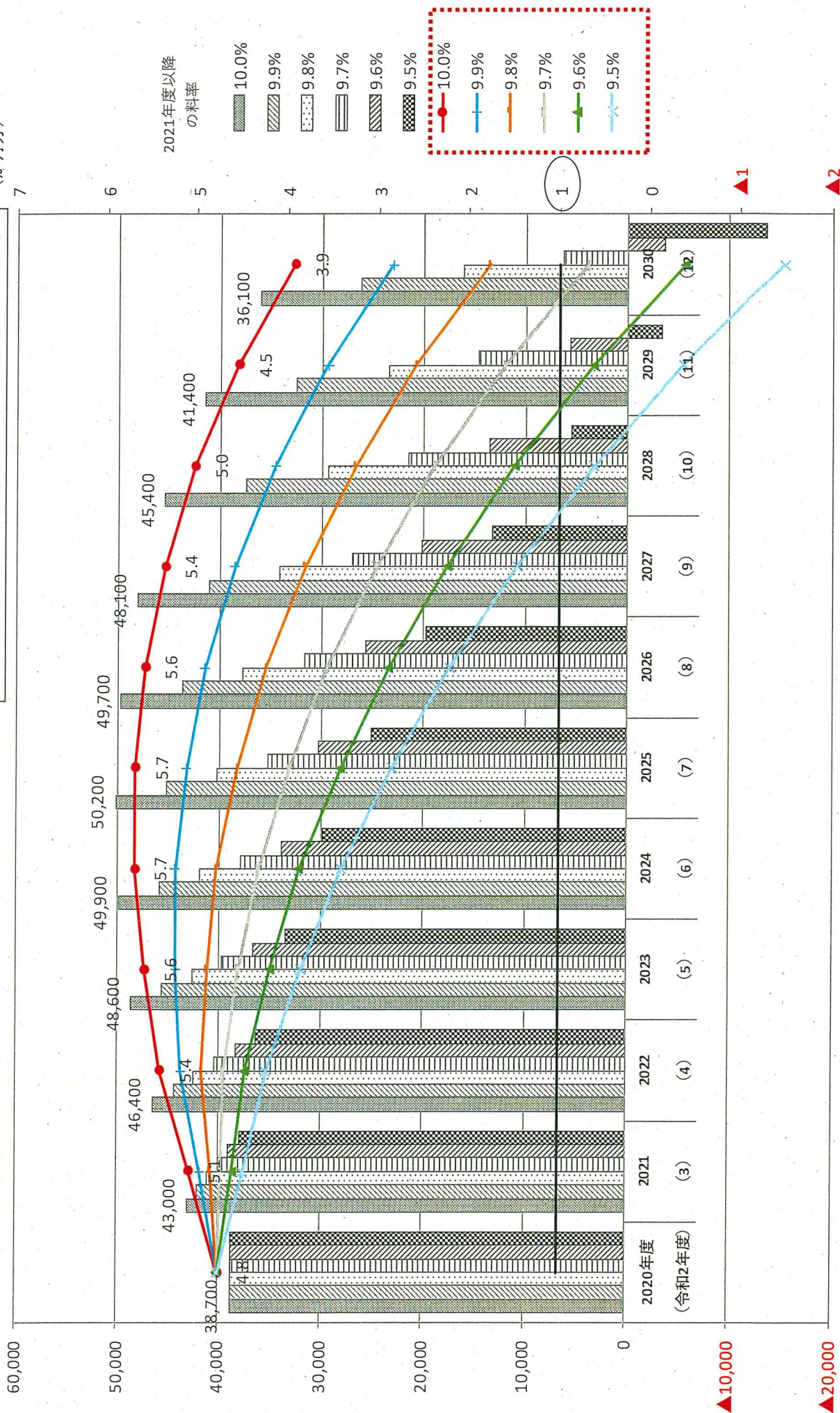
I 賃金上昇率：2022年度以降 1.2%



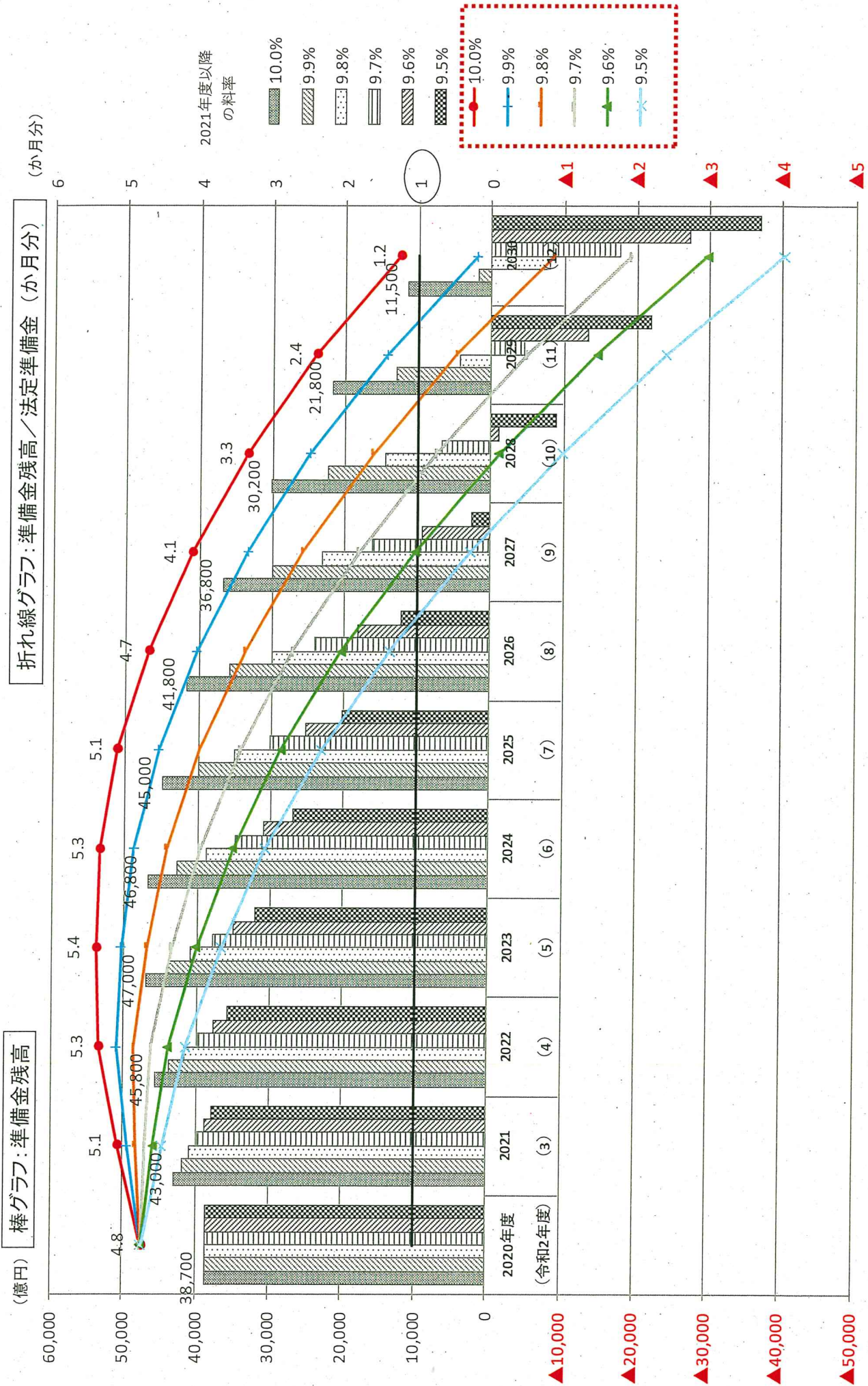
II 賃金上昇率：2022年度以降 0.6%

折れ線グラフ：準備金残高／法定準備金 (か月分)

棒グラフ：準備金残高



Ⅲ 賃金上昇率：2022年度以降 0.0%



(参考3) 今後の保険料率に関するシミュレーション 【シミュレーション方法について】

- ・ 5年収支見通し(令和2年9月試算)と同様の前提を置いて、**2021年度(令和3年度)以降、準備金残高が法定準備金(給付費等の1か月分)を確保している間、機械的に10%及び9.8%**とし、それぞれについて法定準備金を下回る年度以降においては法定準備金を確保するために必要な料率に引き上げた上で(※)、2030年度までの見通しをシミュレーションしたものの。

※ 健康保険法施行令第46条第1項において、「協会は、毎事業年度末及びその直前の二事業年度内において行った保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拠出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(中略)を含み、法第百五十三条及び第百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。」とされている。

本シミュレーションはこの規定を参考として行うもの。

- ・ なお、本試算は、一定の前提のもとに機械的に試算したものである。特に、コロナケースについては、今後の見通しが不確実なものであるという前提で試算したものであり、今後の医療費の動向等によっては、大きく変わり得るものであることに留意が必要である。

【前提は、参考1でお示したく5年収支見通し(令和2年9月試算)におけるコロナケースの前提)及びく5年収支見通し(令和2年9月試算)における通常(コロナの影響を織り込まない)の前提)と同様】

【Ⅰ. 賃金上昇率:2022年度以降 1.2%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

【Ⅱ. 賃金上昇率:2022年度以降 0.6%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

【Ⅲ. 賃金上昇率:2022年度以降 0.0%】

- ・ 現在の平均保険料率10%を維持した場合、2024年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高が年々減少するものの、2030年度まで準備金残高が法定準備金を上回る。
- ・ 仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2023年度以降準備金を取り崩すことにより、2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度からは上昇し、2030年度には11.1%に達する。

【コロナケースⅠ】

- ・現在の平均保険料率10%を維持した場合、仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合のどちらの場合であっても、2030年度まで、準備金残高が法定準備金を上回る。

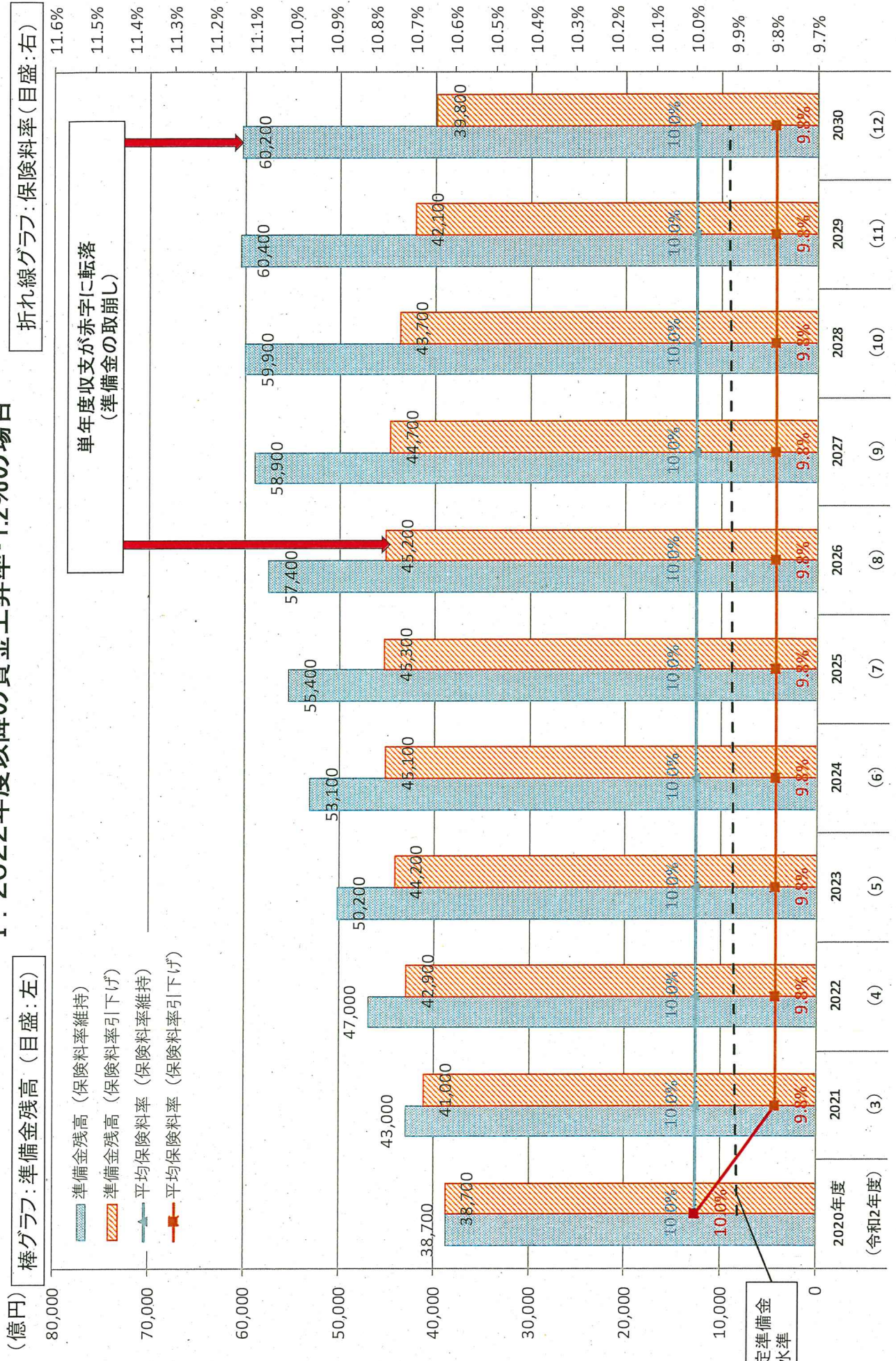
【コロナケースⅡ】

- ・現在の平均保険料率10%を維持した場合、2023年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高を取り崩すことにより2028年度までは保険料率を維持できるものの、2029年度からは上昇し、2030年度には11.5%に達する。
- ・仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2021年度以降準備金を取り崩すことにより、2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは年々上昇し、2030年度には11.5%に達する。

【コロナケースⅢ】

- ・現在の平均保険料率10%を維持した場合、2021年度には単年度収支差が赤字となり、以降準備金残高を取り崩すことにより2026年度までは保険料率を維持できるものの、2027年度からは上昇し、2030年度には11.7%に達する。
- ・仮に2021年度(令和3年度)以降の平均保険料率を9.8%に引き下げた場合には、2021年度以降準備金を取り崩すことにより、2025年度までは保険料率を維持できるものの、2026年度からは年々上昇し、2030年度には11.7%に達する。

I. 2022年度以降の賃金上昇率・1.2%の場合



棒グラフ: 準備金残高 (目盛: 左)

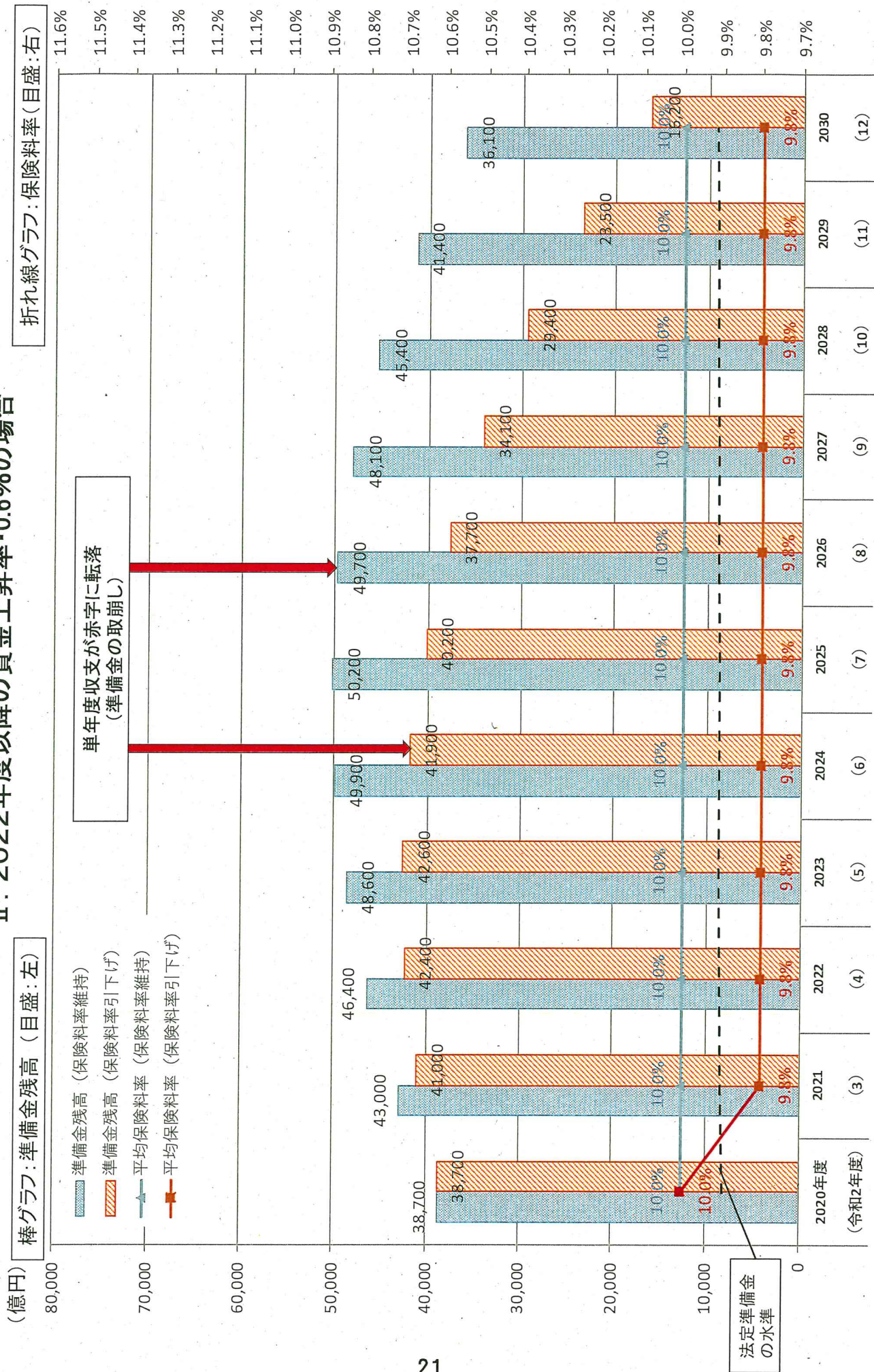
折れ線グラフ: 保険料率 (目盛: 右)

単年度収支が赤字に転落 (準備金の取崩し)

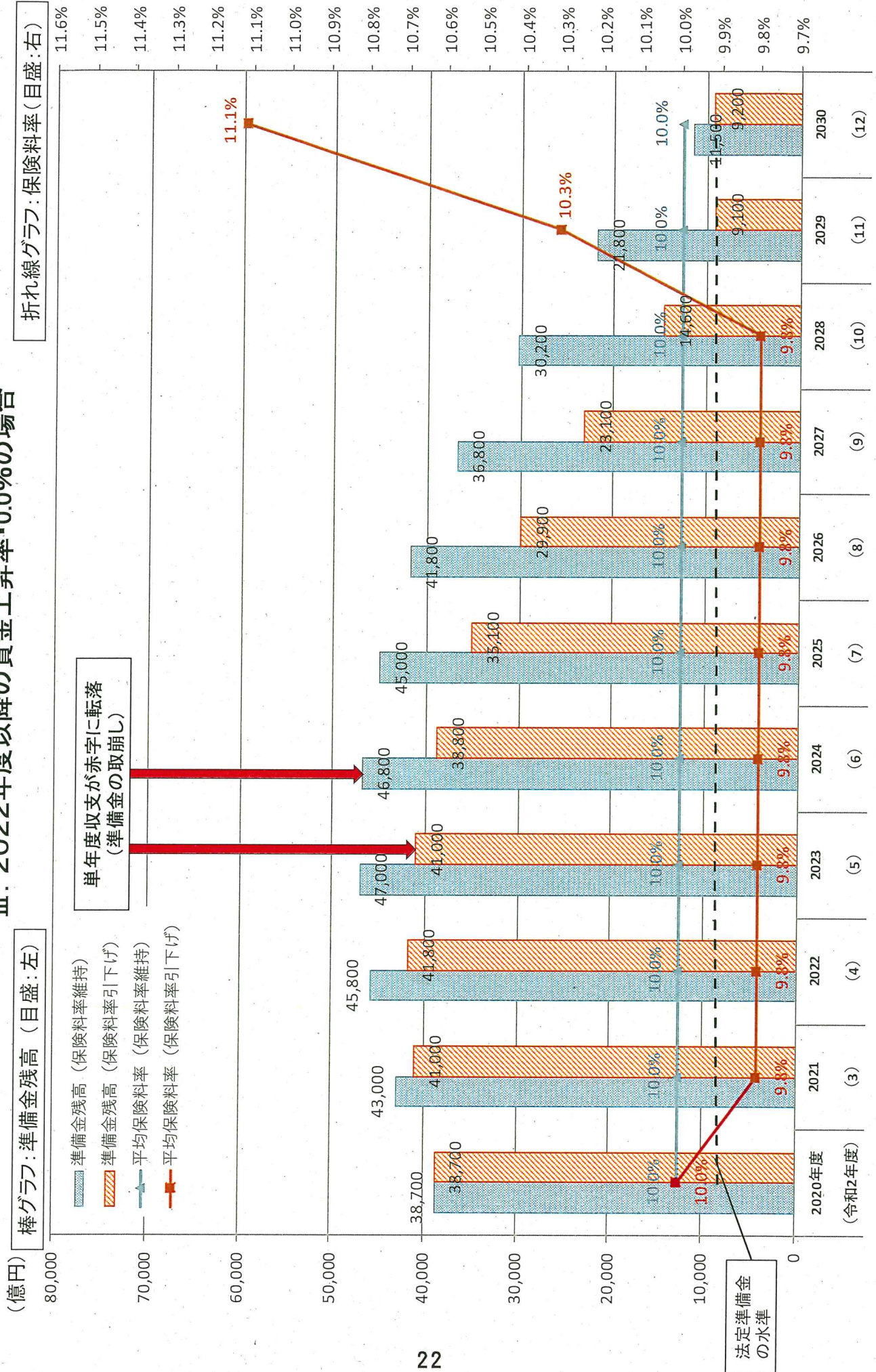
- 準備金残高 (保険料率維持)
- 準備金残高 (保険料率引下げ)
- 平均保険料率 (保険料率維持)
- 平均保険料率 (保険料率引下げ)

法定準備金の水準

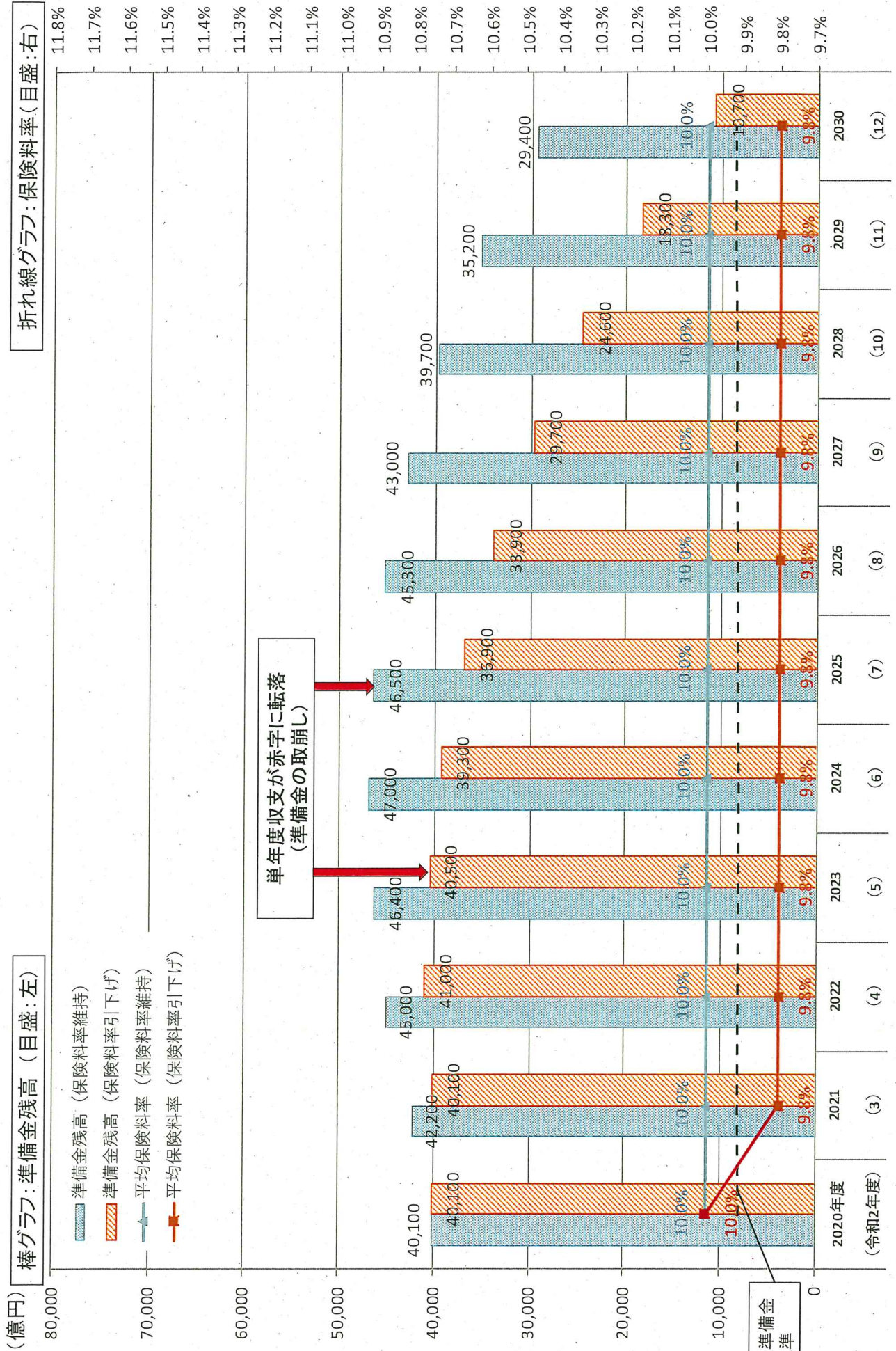
II. 2022年度以降の賃金上昇率・0.6%の場合



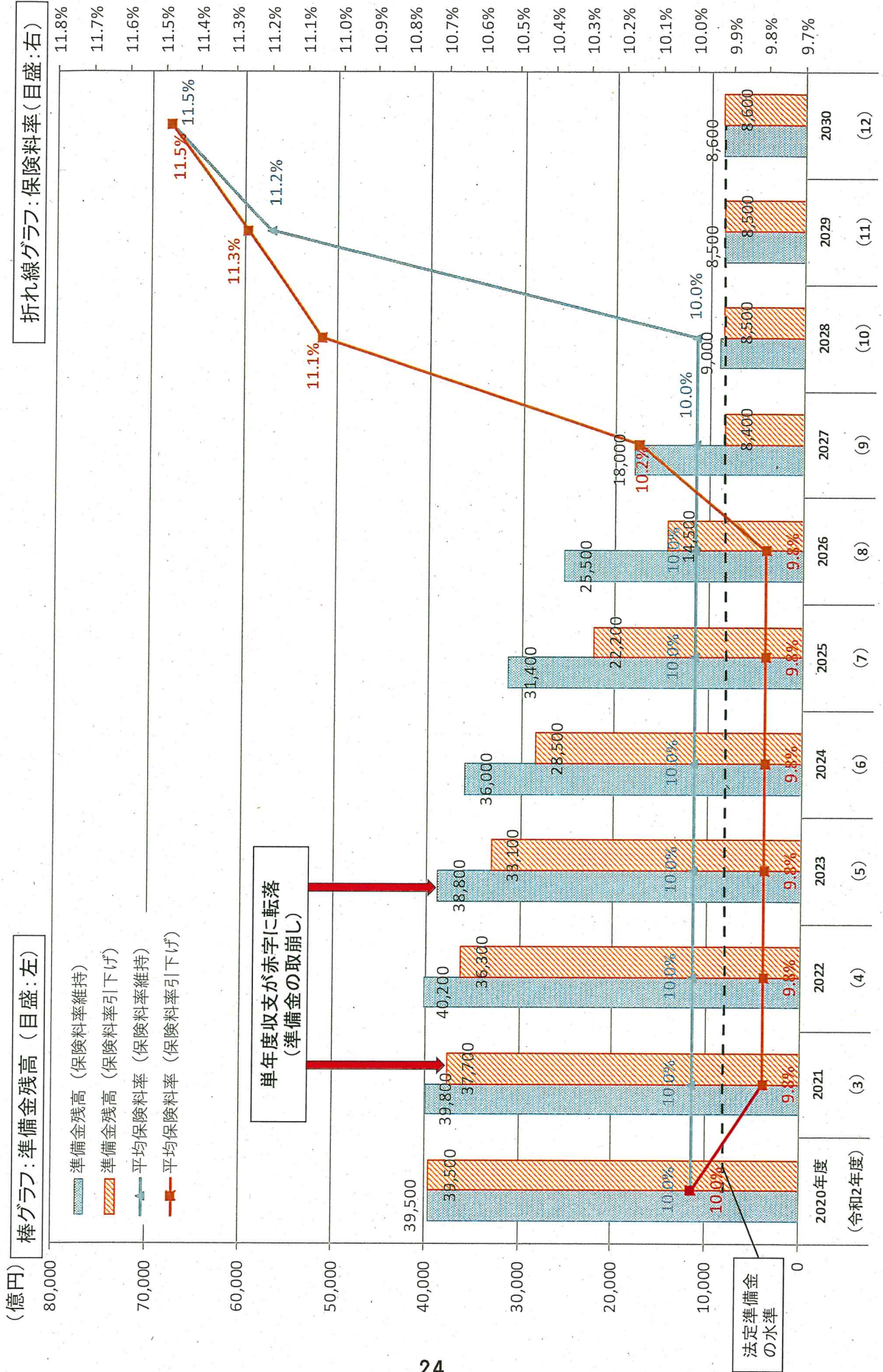
Ⅲ. 2022年度以降の賃金上昇率・0.0%の場合



コロナケース I



コロナケースⅡ



コロナケースⅢ

